

食安輸発第0823002号
平成19年8月23日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

中国産食品の取扱いについて

米国等において発生している中国産食品の安全性に関する問題に対応するため、中国政府においては、輸出食品の検査強化や検閲検疫マークの貼付等の措置を講じることとしているところですが、検疫所における監視指導においては、当面、下記のとおり取り扱うこととしましたので、関係営業者に対して周知の上、対応方よろしくをお願いします。

なお、中国産食品の輸入者に対しては、引き続き、中国において違法に製造加工輸出されたものではないこと、原材料、製造・加工方法、検査データ等がわが国の食品衛生法に適合すること等について確認を行うよう指導方をお願いします。

記

1. 中国政府の措置の有効性を検証するため、違反事例については、輸入者から輸出企業としての登録・登記の有無、輸出検査の結果、検閲検疫マークの貼付の有無等について報告させること。
2. 輸出停止企業については、引き続き当該企業の全ての食品について輸入手続を保留すること。
3. 検閲検疫マークの貼付にかかわらず、従来どおり、検査命令、モニタリング検査等を実施すること。(輸入時検査の取り扱いは変更しない。)